

訪問看護促進のための支援事業に係る留意事項

第1 補助事業者

本事業の実施主体は、県内に所在する郡市医師会とする。

第2 補助対象経費

この補助の対象となる経費は、訪問看護ステーションの負担軽減を図るための支援や訪問看護師の育成等に必要な経費、その他知事が適当と認めた経費とし、申請する日の属する年度内であれば、既に事業に着手している場合についても補助対象に含めることとする。

第3 補助対象外経費

要綱別表2に掲げる経費について、次に掲げるものに該当する経費は、補助対象としない。

- (1) 単価10万円以上の備品・機器等の購入費
- (2) 軽微な茶菓代等を除く食料費
- (3) その他、訪問看護促進のための支援に直接必要と認められない経費

第4 交付申請書の提出

補助金の交付申請にあたって、要綱第3条第2項第5号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

なお、申請は、申請する日の属する年度の末日までを終期として行うものとし、翌年度4月1日以降に実施する事業の申請については、翌年度に改めて行うこと。

- (1) 訪問看護促進のための支援事業計画書（別紙様式1）
- (2) 補助対象経費の金額が分かる書類（見積書等）
- (3) その他参考となる書類

第5 実績報告書の提出

実績報告にあたって、要綱第10条第5号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 訪問看護促進のための支援事業実績書（別紙様式2）
- (2) 補助対象経費の金額が確認できる書類（請求書、納品書、領収書等）
- (3) 実施状況が分かる写真
- (4) その他参考となる書類